

京都府警察被害回復兼社会復帰アドバイザー運用要綱の制定について（通達）

〔最終改正 令和7.2.28 例規務第4号〕
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

この要綱は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第16条に規定する被害回復アドバイザー及び規則第25条に規定する社会復帰アドバイザーを兼務する京都府警察被害回復兼社会復帰アドバイザーの運用に関し、必要な事項を定めたもので、令和2年4月1日から実施しています。